

○内閣府令第六十一号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十三条の規定に基づき、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年九月二十一日

内閣総理大臣 野田 佳彦

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第一条 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

第八条に次の十項を加える。

54 この規則において「退職給付」とは、退職以後に従業員等（財務諸表提出会社と雇用関係にある使用人及び当該財務諸表提出会社の役員（退職給付制度の対象となる者に限る。）をいう。次項、第五十六項及び第五十八項において同じ。）に支払われる退職一時金及び退職年金をいう。

55 この規則において「退職給付債務」とは、各従業員等（既に退職した者を含む。以下この項において同じ。）に支払われると見込まれる退職給付（既に支払われたものを除く。）の額のうち、当該各従業員等の貸借対照表日まで（既に退職した者については、退職の日まで）の勤務に基づき生じる部分に相当する額について、貸借対照表日における割引率（国債、政府関係機関債券又はその他の信用度の高い債券の利回りを基礎とし、貸借対照表日から当該各従業員等に退職給付を支払うと見込まれる日までの期間を反映して財務諸表提出会社が定める率をいう。次項、第五十七項及び第八条の十三第一項第七号において同じ。）を用いて割引計算することにより算出した額を、全ての従業員等について合計した額によつて計算される負債をいう。

56 この規則において「勤務費用」とは、各従業員等に支払われると見込まれる退職給付の額のうち、当該各従業員等の当事業年度開始の日から貸借対照表日までの間の勤務に基づき生じる部分に相当する額について、割引率を用いて割引計算することにより算出した額を、全ての従業員等について合計した額によつて計算される費用をいう。

57 この規則において「利息費用」とは、当事業年度開始の日における退職給付債務に割引率を用いて計

算される利息に相当する費用をいう。

58 この規則において「年金資産」とは、特定の退職給付制度に関し、会社等と従業員等との契約等に基づき退職給付に充てるために積み立てられている特定の資産であつて次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

一 退職給付の支払以外に使用できないこと。

二 会社等及び会社等の債権者から法的に分離されていること。

三 積立超過分を除き、会社等への返還、会社等からの解約及び退職給付の支払以外の目的による払出し等ができないこと。

四 会社等の資産と交換できないこと。

59 この規則において「期待運用収益」とは、年金資産の運用により生じると合理的に期待される収益をいう。

60 この規則において「数理計算上の差異」とは、年金資産の期待運用収益と実際の運用成果との差異、退職給付債務の数理計算に用いた見積数値と実績との差異及び見積数値の変更等により発生した差異を

いう。

61 この規則において「過去勤務費用」とは、退職給付制度の採用又は退職給付水準の改訂により発生する退職給付債務の増加又は減少分をいう。

62 この規則において「未認識数理計算上の差異」とは、数理計算上の差異のうち、当期純利益又は当期純損失を構成する項目として費用処理（費用の減額処理又は費用を超過して減額した場合の利益処理を含む。以下同じ。）されていないものをいう。

63 この規則において「未認識過去勤務費用」とは、過去勤務費用のうち、当期純利益又は当期純損失を構成する項目として費用処理されていないものをいう。

第八条の十三を次のように改める。

（確定給付制度に基づく退職給付に関する注記）

第八条の十三 退職給付に関し、確定給付制度（確定拠出制度（一定の掛金を会社等以外の外部に積み立て、当該会社等が当該掛金以外に退職給付に係る追加的な拠出義務を負わない退職給付制度をいう。次条第一項において同じ。）以外の退職給付制度をいう。第一号及び第八条の十三の三第一項において同

じ。)を採用している場合には、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

一 確定給付制度の概要

二 退職給付債務の期首残高と期末残高の次に掲げる項目の金額を含む調整表

イ 勤務費用

ロ 利息費用

ハ 数理計算上の差異の発生額

ニ 退職給付の支払額

ホ 過去勤務費用の発生額

ヘ その他

三 年金資産の期首残高と期末残高の次に掲げる項目の金額を含む調整表

イ 期待運用収益

ロ 数理計算上の差異の発生額

ハ 事業主である会社等からの拠出額

- 二 退職給付の支払額
- ホ その他
- 四 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の次に掲げる項目の金額を含む調整表
 - イ 未認識数理計算上の差異
 - ロ 未認識過去勤務費用
 - ハ その他
- 五 退職給付費用及び次に掲げるその内訳項目の金額
 - イ 勤務費用
 - ロ 利息費用
 - ハ 期待運用収益
 - ニ 数理計算上の差異の費用処理額
 - ホ 過去勤務費用の費用処理額

へ その他

六 年金資産に関する次に掲げる事項

イ 年金資産の主な内訳（退職給付信託（退職給付を目的とする信託をいう。）が設定されている企業年金制度（会社等以外の外部に積み立てた資産を原資として退職給付を支払う制度をいう。）において、年金資産の合計額に対する当該退職給付信託に係る信託財産の額の割合に重要性がある場合）には、当該割合又は金額を含む。）

ロ 長期期待運用収益率の設定方法

七 数理計算上の計算基礎に関する次に掲げる事項

イ 割引率

ロ 長期期待運用収益率

ハ その他

八 その他の退職給付に関する事項

2 前項第二号へ、第三号ホ及び第五号へに掲げる項目に属する項目については、その金額に重要性が乏

しいと認められる場合を除き、当該項目を示す名称を付して掲記しなければならない。

- 3 第一項に定める事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

第八条の十三の次に次の二条を加える。

（確定拠出制度に基づく退職給付に関する注記）

第八条の十三の二 退職給付に関し、確定拠出制度を採用している場合には、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 確定拠出制度の概要

- 二 確定拠出制度に係る退職給付費用の額

- 2 前項に定める事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

（複数事業主制度に基づく退職給付に関する注記）

第八条の十三の三 第八条の十三の規定にかかわらず、退職給付に関し、複数の事業主である会社等によ

り設立された確定給付制度（以下この項において「複数事業主制度」という。）を採用している場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。

一 財務諸表提出会社の年金資産の額を合理的に算定できる場合 複数事業主制度の概要及び第八条の十三第一項第二号から第八号までに掲げる事項

二 財務諸表提出会社の年金資産の額を合理的に算定できない場合

イ 複数事業主制度の概要

ロ 複数事業主制度に係る退職給付費用の額

ハ 複数事業主制度の直近の積立状況

ニ 複数事業主制度の掛金、加入人数又は給与総額に占める財務諸表提出会社のこれらの割合

2 前項第一号の規定により注記すべき事項は、第八条の十三第一項各号に掲げる注記に含めて記載することができる。この場合には、その旨を記載しなければならない。

3 前二項に定める事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

第三十一条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 前払年金費用

第三十二条第一項中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 前払年金費用

第三十三条中「第三十二条第一項第十三号」を「第三十二条第一項第十四号」に改める。

附則第三項に次のただし書を加える。

ただし、この規則又は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準の規定により、当財務諸表の用語、様式及び作成方法を前財務諸表に適用していない場合には、この限りでない。

様式第五号中「如左表」を ××× ××× を

「長期前払費用

×××

×××

に改める。

前払年金費用

×××

×××

(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正)

第二条 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十一年大蔵省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の十号を加える。

- 四十六 退職給付 財務諸表等規則第八条第五十四項に規定する退職給付をいう。
- 四十七 退職給付債務 財務諸表等規則第八条第五十五項に規定する負債をいう。
- 四十八 勤務費用 財務諸表等規則第八条第五十六項に規定する費用をいう。
- 四十九 利息費用 財務諸表等規則第八条第五十七項に規定する費用をいう。
- 五十 年金資産 財務諸表等規則第八条第五十八項に規定する資産をいう。
- 五十一 期待運用収益 財務諸表等規則第八条第五十九項に規定する収益をいう。
- 五十二 数理計算上の差異 財務諸表等規則第八条第六十項に規定する差異をいう。
- 五十三 過去勤務費用 財務諸表等規則第八条第六十一項に規定する過去勤務費用をいう。
- 五十四 未認識数理計算上の差異 財務諸表等規則第八条第六十二項に規定する未認識数理計算上の差

異をいう。

五十五 未認識過去勤務費用 財務諸表等規則第八条第六十三項に規定する未認識過去勤務費用をいう。

第十三条第五項中第九号を第十号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 退職給付に係る会計処理の方法

第十五条の八を次のように改める。

（確定給付制度に基づく退職給付に関する注記）

第十五条の八 退職給付に関し、確定給付制度（財務諸表等規則第八条の十三第一項に規定する確定給付制度をいう。第一号において同じ。）を採用している場合には、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

一 確定給付制度の概要

二 退職給付債務の期首残高と期末残高の次に掲げる項目の金額を含む調整表

イ 勤務費用

ロ 利息費用

ハ 数理計算上の差異の発生額

ニ 退職給付の支払額

ホ 過去勤務費用の発生額

ヘ その他

三 年金資産の期首残高と期末残高の次に掲げる項目の金額を含む調整表

イ 期待運用収益

ロ 数理計算上の差異の発生額

ハ 事業主である会社等からの拠出額

ニ 退職給付の支払額

ホ その他

四 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

五 退職給付費用及び次に掲げるその内訳項目の金額

イ 勤務費用

ロ 利息費用

ハ 期待運用収益

ニ 数理計算上の差異の費用処理額

ホ 過去勤務費用の費用処理額

ヘ その他

六 退職給付に係る調整額（次のイからハまでに掲げる額の合計額をいう。第六十九条の五第一項第四号において同じ。）及び次に掲げるその内訳項目の金額

イ 数理計算上の差異の発生額（当連結会計年度において費用処理された額を除く。）及び退職給付に係る調整累計額（次号イからハまでに掲げる額の合計額をいう。この項及び第四十三条の二第一項第五号において同じ。）に計上されている未認識数理計算上の差異の額のうち、費用処理された額に対応する額の合計額

ロ 過去勤務費用の発生額（当連結会計年度において費用処理された額を除く。）及び退職給付に係る調整累計額に計上されている未認識過去勤務費用の額のうち、費用処理された額に対応する額の合計額

ハ その他

七 退職給付に係る調整累計額及び次に掲げるその内訳項目の金額

イ 未認識数理計算上の差異

ロ 未認識過去勤務費用

ハ その他

八 年金資産に関する次に掲げる事項

イ 年金資産の主な内訳（退職給付信託（退職給付を目的とする信託をいう。）が設定されている企業年金制度（会社等以外の外部に積み立てた資産を原資として退職給付を支払う制度をいう。）において、年金資産の合計額に対する当該退職給付信託に係る信託財産の額の割合に重要性がある場合）には、当該割合又は金額を含む。）

ロ 長期期待運用収益率の設定方法

九 数理計算上の計算基礎に関する次に掲げる事項

イ 割引率

ロ 長期期待運用収益率

ハ その他

十 その他の退職給付に関する事項

2 前項第二号へ、第三号ホ、第五号へ、第六号ハ及び第七号ハに掲げる項目に属する項目については、

その金額に重要性が乏しいと認められる場合を除き、当該項目を示す名称を付して掲記しなければならない。
ない。

第十五条の八の次に次の二条を加える。

(確定拠出制度に基づく退職給付に関する注記)

第十五条の八の二 財務諸表等規則第八条の十三の二第一項の規定は、退職給付に関し、確定拠出制度(

財務諸表等規則第八条の十三第一項に規定する確定拠出制度をいう。)を採用している場合について準

用する。

(複数事業主制度に基づく退職給付に関する注記)

第十五条の八の三 財務諸表等規則第八条の十三の三(第三項を除く。)の規定は、退職給付に関し、複数事業主制度(同条第一項に規定する複数事業主制度をいう。)を採用している場合について準用する。

この場合において、同条第一項中「第八条の十三の規定」とあるのは「第十五条の八の規定」と、「財務諸表提出会社」とあるのは「連結会社」と、同項第一号中「第八条の十三第一項第二号から第八号まで」とあるのは「第十五条の八第一項第二号から第十号まで」と、同条第二項中「第八条の十三第一項」とあるのは「第十五条の八第一項」と読み替えるものとする。

第二十二条中「連結会社」との下に「、財務諸表等規則第三十一条第四号中「前払年金費用」とあるのは「退職給付に係る資産」と」を加える。

第三十条第一項中「当該項目」を「第四号に掲げる項目以外の項目」に改め、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 退職給付に係る資産

第三十条第五項中「第一項第四号」を「第一項第五号」に改める。

第三十六条の次に次の一条を加える。

第三十六条の二 退職給付に係る負債は、固定負債に属するものとする。

第三十八条第一項中「第五号」を「第五号及び第六号」に改め、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 退職給付に係る負債

第三十八条第四項中「第一項第七号」を「第一項第八号」に改める。

第四十三条の二第一項に次の一号を加える。

五 退職給付に係る調整累計額

第五十五条第二項中「主要な費目とは、」の下に「退職給付費用及び」を、「引当金繰入額」の下に「これらの費目のうち」を加え、「及びこれ以外」を「並びにこれら以外」に改める。

第六十九条の五第一項に次の一号を加える。

四 退職給付に係る調整額

×									
	××××								
		「為替換算調整勘定							
××××	を								
		退職給付に係る調整累計額							

様式第五号の二中「為替換算調整勘定

		「為替換算調整勘定							
」を									
		退職給付に係る調整額							

に改める。

		「為替換算調整勘定							
		当期首残高							
		当期変動額							
		株主資本以外の項目の当期変動							
		額 (純額)							
様式第六号中									

		当期変動額合計							
		当期末残高							

「為替換算調整勘定
 当期首残高
 当期変動額

×××× ××××

株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××
当期末残高	×××	×××
退職給付に係る調整累計額		
当期末残高	×××	×××
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××
当期末残高	×××	×××

に改める。

(中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正)

第三条 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成十一年大蔵省令第二十四号)の一部を次のように改正する。

第十条第五項中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 退職給付に係る会計処理の方法

第二十四条中「連結会社」との下に「、財務諸表等規則第三十一条第四号中「前払年金費用」とあるのは「退職給付に係る資産」と」を加える。

第三十七条の次に次の一条を加える。

第三十七条の二 連結財務諸表規則第三十六条の二の規定は、固定負債の範囲について準用する。

第三十九条第一項中「第四号」を「第四号及び第五号」に改め、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 退職給付に係る負債

第三十九条第四項中「第一項第六号」を「第一項第七号」に改める。

第五十六条第二項中「主要な費目とは、」の下に「退職給付費用及び」を、「引当金繰入額（」の下に「これらの費目のうち」を加え、「及びこれ以外」を「並びにこれら以外」に改める。

当中間期変動額合計	××××	××××
当中間期末残高	××××	××××
「為替換算調整勘定 当期首残高 当中間期変動額 株主資本以外の項目の当中間 期変動額 (純額)」	××××	××××
当中間期変動額合計	××××	××××
当中間期末残高	××××	××××
退職給付に係る調整累計額 当期首残高 当中間期変動額 株主資本以外の項目の当中間 期変動額 (純額)	××××	××××
当中間期変動額合計	××××	××××
当中間期末残高	××××	××××

に改める。

(四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正)

第四条 四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成十九年内閣府令第六十四号)の一部を次のように改正する。

第三十四条中「四半期連結財務諸表提出会社」との下に「、財務諸表等規則第三十一条第四号中「前払年金費用」とあるのは「退職給付に係る資産」と」を加える。

第四十八条の次に次の一条を加える。

第四十八条の二 連結財務諸表規則第三十六条の二の規定は、固定負債の範囲について準用する。

第五十条第一項中「第三号」を「第三号及び第四号」に改め、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 退職給付に係る負債

第五十条第四項中「第一項第五号」を「第一項第六号」に改める。

第六十九条第二項中「主要な費目とは、」の下に「退職給付費用及び」を、「引当金繰入額(」の下に

「為替換算調整勘定

」を

「繰上給付に係る調整額

×××

×××

に改める。

×××

×××

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(附則第三項を除く。次項において「新財務諸表等規則」という。)は、平成二十五年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

2 平成二十五年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表に初めて新財務諸表等規則を適用する場合における当該財務諸表に含まれる比較情報(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第六条に規定する比較情報をいう。)については、第一条の規定による改正前の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(附則第三項を除く。次項において「旧財務諸表等規則」という。)を適用する。

3 平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始する事業年度（以下この項において「当事業年度」という。）の前事業年度に係る財務諸表（金融商品取引法第五条第一項又は第二十四条第一項から第三項までの規定により提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載されていないものに限る。以下この項において「前財務諸表」という。）を、金融商品取引法又は金融商品取引法に基づく命令により当事業年度に係る財務諸表を最近事業年度に係る財務諸表として記載すべき有価証券届出書又は当事業年度に係る有価証券報告書に記載する場合における前財務諸表については、旧財務諸表等規則を適用する。

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定による改正後の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（附則第二項を除く。以下「新連結財務諸表規則」という。）は、平成二十五年四月一日以後に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表について適用し、同日前に開始する連結会計年度に係るものについては、なお従前の例による。

2 平成二十五年四月一日以後に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表に初めて新連結財務諸表規則を

適用する場合における当該連結財務諸表に含まれる比較情報（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第八条の三に規定する比較情報をいう。）については、第二条の規定による改正前の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（附則第二項を除く。次項において「旧連結財務諸表規則」という。）を適用する。

3 平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始する連結会計年度（以下この項において「当連結会計年度」という。）の前連結会計年度に係る連結財務諸表（金融商品取引法第五条第一項又は第二十四条第一項から第三項までの規定により提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載されていないものに限る。以下この項において「前連結財務諸表」という。）を、金融商品取引法又は金融商品取引法に基づく命令により当連結会計年度に係る連結財務諸表を最近連結会計年度に係る連結財務諸表として記載すべき有価証券届出書又は当連結会計年度に係る有価証券報告書に記載する場合における前連結財務諸表については、旧連結財務諸表規則を適用する。

（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第三条の規定による改正後の中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下この

条において「新中間連結財務諸表規則」という。）は、連結財務諸表に初めて新連結財務諸表規則を適用する連結会計年度に係る連結決算日の翌日以後に開始する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表について適用し、同日前に開始する中間連結会計期間に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成二十五年四月一日以後に開始する中間連結会計期間に係るものについては、新中間連結財務諸表規則を適用することができる。

2 平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表に新中間連結財務諸表規則を適用する場合における当該中間連結財務諸表に含まれる比較情報（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第四条の二に規定する比較情報をいう。）については、第三条の規定による改正前の中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則を適用する。

（四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条 第四条の規定による改正後の四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下この条において「新四半期連結財務諸表規則」という。）は、連結財務諸表に初めて新連結財務諸表規則を

適用する連結会計年度に係る連結決算日の翌日以後に開始する連結会計年度に属する四半期連結累計期間及び四半期連結会計期間（以下この条において「四半期連結累計期間等」という。）に係る四半期連結財務諸表について適用し、同日前に開始する連結会計年度に属する四半期連結累計期間等に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成二十五年四月一日以後に開始する連結会計年度に属する四半期連結累計期間等に係るものについては、新四半期連結財務諸表規則を適用することができる。

2 平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始する連結会計年度に属する四半期連結累計期間等に係る四半期連結財務諸表に新四半期連結財務諸表規則を適用する場合における当該四半期連結財務諸表に含まれる比較情報（四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第五条の三に規定する比較情報をいう。）については、第四条の規定による改正前の四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則を適用する。